

都市整備部 都市計画課 ※終・企画・暑観・展外広告物担当 巻倉・上野

総務・企画・景観・屋外広告物担当 登倉・上野 直通 048-830-5335

内線 5335

E-mail: a5330-23@pref.saitama.lg.ip

く報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和6年7月23日

「第256回埼玉県都市計画審議会」を開催します

(同時発表:埼玉県建設専門紙記者会)

埼玉県では、第256回埼玉県都市計画審議会を開催します。

「東松山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など計7議案を審議します。

● 「第256回埼玉県都市計画審議会」の概要

1日時 令和6年8月2日(金) 午前10時から

2 場 所ロイヤルパインズホテル浦和 3階 プラチナルーム
さいたま市浦和区仲町2-5-1電話 048-827-1111

- 3 議 題 「第256回埼玉県都市計画審議会案件一覧表」のとおり (議第5345号から議第5351号の計7議案)
- 4 **傍聴可否** 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当する ため埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案等については傍 聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 5 傍聴定員 (1)会場傍聴10名 (2)オンライン傍聴20名
- 6 受付方法 (1)会場傍聴

傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付 (ロイヤルパインズホテル浦和2階 こぶしの間)へお越しください。 なお、会場傍聴希望者が定員(10名)を超えた場合は、開会の 30分前に抽選を行います。

(2) オンライン傍聴

傍聴要領(オンライン)を確認の上、オンライン傍聴申込書を令和6年7月31日(水)までに次のメールアドレスにEメールでご提出ください。<申込書提出先 a5330-23@pref.saitama. |g. jp>

なお、オンライン傍聴は先着順となるため定員(20名)を超えた 場合はオンライン傍聴ができません。 (参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。 本審議会では、土地利用や都市施設の配置、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

7 問い合わせ先

埼玉県都市整備部 都市計画課 総務・企画・景観・屋外広告物担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TeLO48-830-5335 (直通) mail a5330-23@pref.saitama.lg.jp

第256回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表			
議案 番号	議案名	市町村	決定(許可) 権者
5345	東松山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更について	東松山市 嵐山町 滑川町 吉見町	県
5346	東松山都市計画 区域区分の変更について	東松山市 嵐山町 滑川町 吉見町	県
5347	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更に ついて(東松山市)	東松山市	県
5348	熊谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更について	熊谷市	県
5349	熊谷都市計画 区域区分の変更について	熊谷市	県
5350	川越都市計画道路の変更について	川島町	県
5351	児玉都市計画道路の変更について	本庄市	県

[※]各議案の概要は別添のとおりです。